

令和7年度 利用者負担額表(保育料) 3号

●3号認定(3歳未満児)

階層区分		第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層	第7階層	第8階層	第9階層	第10階層	第11階層	第12階層				
定義		生活保護世帯	町民税非課税世帯	所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親・障がい等)	48,600円以上 67,000円未満 (ひとり親・障がい等)	67,000円以上 82,000円未満 (ひとり親・障がい等 77,101円未満)	82,000円以上 97,000円未満	97,000円以上 133,000円未満	133,000円以上 169,000円未満	169,000円以上 235,000円未満	235,000円以上 301,000円未満	301,000円以上 397,000円未満	397,000円以上				
		<div style="text-align: center;"> </div>															
3歳未満児	保育標準時間	第1子 (軽減前)	0 0	0 0	10,500 19,500	(4,800) (9,000)	16,200 30,000	(4,800) (9,000)	19,200 30,000	(5,700) (9,000)	22,200 30,000	28,400 44,500	32,900 44,500	39,000 61,000	45,100 61,000	59,200 80,000	76,900 104,000
		第2子 (軽減前)	0 0	0 0	0 9,750	(0) (0)	0 15,000	(0) (0)	0 15,000	(0) (0)	0 15,000	0 22,250	0 22,250	19,500 30,500	22,550 30,500	29,600 40,000	38,450 52,000
	保育短時間	第1子 (軽減前)	0 0	0 0	10,400 19,300	(4,800) (9,000)	16,000 29,600	(4,800) (9,000)	18,900 29,600	(5,700) (9,000)	21,900 29,600	28,000 43,900	32,400 43,900	38,400 60,100	44,400 60,100	58,200 78,800	75,600 102,400
		第2子 (軽減前)	0 0	0 0	0 9,650	(0) (0)	0 14,800	(0) (0)	0 14,800	(0) (0)	0 14,800	0 14,800	0 21,950	19,200 30,050	22,200 30,050	29,100 39,400	37,800 51,200

中富良野町の保育料は国の基準より26~46%の軽減を実施しています！

※原則、入園している児童の中で、第1子・第2子等をカウントします。カウントの仕方は階層によって異なります。 ※第3子以降については、無料です。

《階層区分の認定について》

認定は、原則として児童と同一世帯に属する父母の市町村民税所得割額の合計により、行われますがそれ以外の扶養義務者(祖父母等)が生計中心者であると認められる場合はその扶養義務者も含んで認定します

《年齢区分の基準日について》

入所した年度の4月初日時点での年齢となります